

12月10日は人権デー 12月4日、10日は人権週間 みんなで築こう 人権の世紀

～考えよう 相手の気持ち～
～育てよう 思いやりの心～

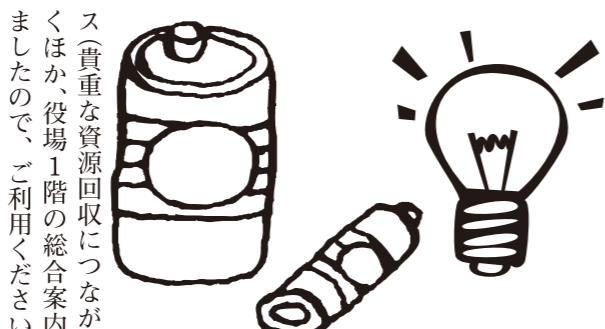
20世紀に人類は二度にわたる世界的な規模の戦争を経験し、各地で多くの尊い人命が失われるなど、戦争の惨禍によって人間としての尊厳が無惨にも侵されてきました。

その反省にたち「世界人権宣言」が、昭和23(1948)年12月10日の第3回国際連合総会で採択され、国連は採択された12月10日を「人権デー」と定めました。法務省と全国人権擁護委員連合会は「世界人権宣言」が採択された翌年の昭和24(1949)年から、毎年12月10日を最終日とする「一週間を「人権週間」と定め、人権尊重意識の高揚のための啓発活動を展開しています。

平成23年度啓発活動年間強調事項

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 人身取引をなくそう

問い合わせ／人権推進課(☎581・2121内線41)へ。



廃蛍光管・廃乾電池の回収を行います

蛍光管には水銀を含むガスが封入されていることから、町では年2回、有害ごみとして各地区の指定場所まで収集していますが、この収集に間に合わなかった、または出し忘れてしまった方を対象に次の日時で、廃蛍光管を回収します。

廃蛍光管等臨時回収
日時／平成24年1月28日(土)、29日(日)午前9時～午後4時
場所／役場北側倉庫前
対象／廃蛍光管、鏡、水銀体温計
その他／回収日は閉庁日のため、庁舎北口から入り、日直に声をかけてください。

廃乾電池回収ボックス
設置日／12月1日から
時間／平日午前8時30分～午後5時
場所／役場1階ロビー
対象／廃乾電池(ボタン電池や充電式電池は、できるだけ販売店の回収箱をご利用ください)
その他／透明袋に入れて、持参してください。
問い合わせ／生活環境課(☎581・2121内線21)へ。

ひとり親家庭児童就学支度金支給制度のご案内

県では、低所得のひとり親家庭の児童が中学校へ入学するとき、就学支度金を支給しています。次に該当する方は子育て支援課へ申請してください。



対象／次の①～③の要件をすべて満たす方

- ① 母子家庭の母、父子家庭の父、または父母のいない児童を養育している方
- ② 平成24年4月に中学校へ入学する児童を養育している方
- ③ 市町村民税非課税世帯の方(ただし、生活保護受給家庭を除く)

※市町村民税非課税世帯とは、申請者および申請者と同居している申請者の扶養義務者の平成22年分の所得によって、市町村民税の額が1円以上と決定されていない世帯のことです。

支給額／10,000円
受付期限／12月28日(水)
申請方法／子育て支援課で配布している申請書に必要な事項を記入のうえ、申請してください。
必要なもの／振り込み先金融機関の口座が証明できるもの(通帳など)、平成23年1月1日の住所が寄居町以外の方は市町村民税非課税証明書

問い合わせ／県福祉部少子政策課手当・ひとり親家庭支援担当(☎048・830・3337)、または子育て支援課(☎581・2121内線22)へ。

農業委員会委員選挙人名簿への登録申請を忘れずに！



農業委員会委員の選挙人名簿は、毎年1月1日現在で農業委員会委員の選挙権を有する方からの申請に基づき作成されます。この名簿に登録されていないと農業委員会委員の選挙の際、投票することも、またリコールの請求をすることもできませんので、期限までに登録申請書の提出をお願いします。

対象／町内に住所を有し、平成24年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかの要件を満たす方

- ① 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方
- ② ①の耕作の業務を営む方の同居の親族、または配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している
- ③ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認められた方

提出期限／平成24年1月10日(火)
提出先／農業委員会
その他／登録申請書が必要な方は、農業委員会へご連絡ください。
問い合わせ／農業委員会(☎581・2121内線408)、または選挙管理委員会(☎581・2121内線315)へ。

年金あれこれ

「存じですか？」 障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日)、またはその期間内に症状が固定した日)に障害等級1級、または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前々月までの加入期間のうち、3分の2以上の保険料を納めていることや、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないことなどが要件となります(免除・若年者猶予・学生納付特例期間は、保険料を納めた期間と同じように扱われます)。

なお、20歳前に初診日がある病気やケガによって障害の状態になった方は、障害等級の1級、または2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以後の場合は障害認定日から)受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他の年金の受給がある場合、支給が制限されることもあります。

障害基礎年金と身体障害者手帳では、制度

障害基礎年金	年額
1級	986,100円
2級	788,900円

源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」などの公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

そのため、日本年金機構から平成23年中に「老齢年金」を受け取られている方へ、平成24年1月下旬までに源泉徴収票が送付されます。

源泉徴収票は、確定申告をするときに提出してください。
もし、源泉徴収票を紛失した場合は、再交付できますので、お近くの年金事務所へ申し出てください。
※遺族年金や障害年金については非課税のため、源泉徴収票は送付されません。

問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。